

第28号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条の五を第六条の六とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

（栄養教諭）

第六条の五 学校に、栄養教諭を置くことができる。

2 栄養教諭は、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。

第九条第三項中「第二項」を削る。

第十条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前二項」を「第一項」に改める。

第一二条の三の次に次の二条を加える。

（学校評価）

第十二条の四 小中学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 小中学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえ、児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該小中学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

3 小中学校は、前二項の規定による自己評価及び学校関係者評価の結果を、委員会に報告するものとする。
（部活動）

第十二条の五 中学校は、部活動を教育活動の一環として位置付け、運営するものとする。

- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
 - 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を依頼することができる。
 - 4 中学校は、自らの学校施設で部活動ができない場合に、他の施設を部活動の拠点とすることができる。
- 第十九条第二項中「学生」を「学年」に改める。
- 第二十五条第一項第十一号を次のように改める。

十一 学校要覧

第二十七条第五号中「都民の日 条例」を「都民の日条例」に改める。

第三十条を次のように改める。

（準用）

第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、第六条の六、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条（第一項第九号を除く。）の規定は、幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

文京区立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第六条の四 （略）</p> <p><u>（栄養教諭）</u></p> <p><u>第六条の五 学校に、栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 栄養教諭は、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。</u></p> <p><u>第六条の六</u> （略）</p> <p>第七条～第八条 （略）</p> <p>第九条 1・2（略）</p> <p>3 第七条に規定する主任の任期は、四月一日から翌年の三月三十一日までとし、再任を妨げない。</p> <p>第十条 1・2（略）</p> <p>3 <u>前条第三項</u>の規定は、<u>第一項</u>に規定する主任等に準用する。</p> <p>第十一条～第十二条の三 （略）</p> <p><u>（学校評価）</u></p> <p><u>第十二条の四 小中学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p><u>2 小中学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえ、児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該小中学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p><u>3 小中学校は、前二項の規定による自己評価及び学校関係者評価の結果を、委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>第一条～第六条の四 （略）</p> <p><u>第六条の五</u> （略）</p> <p>第七条～第八条 （略）</p> <p>第九条 1・2（略）</p> <p>3 第七条<u>第二項</u>に規定する主任の任期は、四月一日から翌年の三月三十一日までとし、再任を妨げない。</p> <p>第十条 1・2（略）</p> <p>3 <u>前条第二項</u>の規定は、<u>前二項</u>に規定する主任等に準用する。</p> <p>第十一条～第十二条の三 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p>(部活動)</p> <p>第十二条の五 中学校は、部活動を教育活動の一環として位置付け、運営するものとする。</p> <p>2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。</p> <p>3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を依頼することができる。</p> <p>4 中学校は、自らの学校施設で部活動ができない場合に、他の施設を部活動の拠点とすることができる。</p>	
<p>第十三条～第十八条 （略）</p>	<p>第十三条～第十八条 （略）</p>
<p>(承認又は届出を要する教材)</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 校長は、<u>学年</u>若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次のものを継続して使用する場合、使用開始期日十四日前までに、委員会に届け出なければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>(承認又は届出を要する教材)</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 校長は、<u>学生</u>若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次のものを継続して使用する場合、使用開始期日十四日前までに、委員会に届け出なければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>第二十条～第二十四条 （略）</p> <p>(表簿)</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 <u>学校要覧</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十条～第二十四条 （略）</p> <p>(表簿)</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 <u>学校一覧表</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>第二十六条 （略）</p> <p>(休業日)</p> <p>第二十七条 （略）</p>	<p>第二十六条 （略）</p> <p>(休業日)</p> <p>第二十七条 （略）</p>

改正後 (案)	現行
<p>一～四 (略)</p> <p>五 都民の日条例の規定する日</p> <p>六 (略)</p> <p>第二十八条～第二十九条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、<u>第六条の六</u>、第十二条の二から<u>第十二条の四</u>まで、<u>第十三条から第十五条</u>まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条(<u>第一項第九号を除く。</u>)の規定は、幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替え、<u>第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことができる」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第三十一条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 都民の日 条例の規定する日</p> <p>六 (略)</p> <p>第二十八条～第二十九条 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第三十条 第三条第二項から第五条まで、第六条、<u>第六条の五</u>、第十二条の二から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十五条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十一条 (略)</p>